



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 40, 2023年10月～11月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年10月～11月）

内容

A: 豪 APRA、金融機関の説明責任にかかる監督枠組みを公表（10月3日）	3
B: ESAs、2024年の作業プログラムを公表（10月4日）	3
C: EIOPA、インフレが保険会社の財務に与える影響にかかるレポートを公表（10月5日）	4
D: EIOPA、キャプティブ保険会社の監督にかかる規制案を公表（10月6日）	5
E: EIOPA、2024年の優先課題を公表（10月6日）	7
F: FSB、銀行の破綻処理の枠組みの改善の余地を示唆（10月10日）	8
G: TCFD、2023年のステータス・レポートを公表（10月12日）	9
H: 加 OSFI、非財務リスクに関するガイドライン案を公表（10月13日）	10
I: 加 OSFI、気候シナリオ分析のメソッド案を公表（10月16日）	12
J: 星 MAS、保険会社向けの移行計画に関する規制案を公表（10月18日）	13

A: 豪 APRA、金融機関の説明責任にかかる監督枠組みを公表（10月3日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）とオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、「金融機関の説明責任の制度に関する法律（Financial Accountability Regime Act 2023：FAR）」が2023年9月に成立したことを受け、同法の執行について取極めを交わした。同取極めでは、FARの執行における各当局の役割や監督上のアプローチが定められている。
- FARは、金融機関（銀行、保険会社および私的年金）とその取締役および経営陣に、より強固な監督・執行責任と説明責任を課すものであり、それによって、金融機関のリスクやガバナンス・カルチャーを改善することを目的としている。FARは、2018年7月に施行された「銀行の経営陣の説明責任の制度（Banking Executive Accountability Regime）」に置き替わるものとなる。FARは、銀行については2024年3月、保険会社および私的年金については2025年3月からそれぞれ適用が開始される。
- FARの施行に向けた今後の主なマイルストーンは以下のとおり。
 - 2023年第4四半期：銀行向けの規制および報告テンプレートの最終化
 - 2024年第1四半期：保険会社および私的年金の主要な機能にかかる市中協議
 - 2024年第2四半期：保険会社および私的年金向けの規制の最終化

インプリケーション：FARが保険会社にも適用されることとなるため、オーストラリアに拠点を有する日本の保険会社には、同国の拠点がFARの要件を満たしていることを確保することが求められる。

（参考）APRA ‘APRA and ASIC commence joint administration of the new Financial Accountability Regime’

B: ESAs、2024年の作業プログラムを公表（10月4日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、2024年の作業プログラムを公表した。同プログラムの主な内容は以下のとおり。

消費者保護と金融イノベーション	<ul style="list-style-type: none">• 保険ベースの投資商品（packaged retail and insurance-based investment products：PRIIPs）<ul style="list-style-type: none">- 欧州委員会（EC）が2023年5月に採択した「個人投資戦略（Retail Investment Strategy）」において示された「重要情報シート（KID）にかかる規制の改正案」について、必要に応じて、規制上の技術的な基準（RTS）の案を作成するほか、ECに助言を提供する。- PRIIPs規制にかかる監督上のコンバージェンスを促進するため、Q&A等のレベル3の文書を作成する。• 金融教育：各国における金融教育にかかる各種イニシアティブに関して欧州域内の監督当局間で情報を共有すること等を目的として、デジタルイノベーション、サステナブル・ファイナンス、暗号資産のリスク等、様々なトピックについてワークショップを企画する。• 監督目的での行動ファイナンスの利用：金融セクターにおける消費者の保護を強化するため、可能であれば、行動ファイナンスのインサイトの日々の監督への利用可能性を評価する。
------------------------	---

<p>サステナブル・ファイナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR） <ul style="list-style-type: none"> - SFDR第18条に基づき、投資意思決定がサステナビリティ要素（環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗および贈収賄防止に関する事項）に与える主要な悪影響（Principal Adverse Impact：PAI）の任意開示の状況について、3度目の年次報告を作成する。同年次報告は、PAIにかかる指標とテンプレートを定めたSFDRに関する委任規則が2022年4月に採択されて以降、最初の報告書となる。 - SFDRの適用にかかるQ&A等のレベル3の文書、および、マーケティング・コミュニケーションにかかる実施上の技術的基準（ITS）案の作成の可否を検討するため、SFDR（委任規則を含む。）の実施状況をモニターする。
<p>リスク評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> • クロスセクターでのリスク分析：金融安定に対する主要なトレンドや脆弱性を引き続き分析する。
<p>証券化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州証券化規則（Securitisation Regulation：SECR） <ul style="list-style-type: none"> - SECRの実施状況にかかる報告書を作成する。 - SECRに関し、監督アプローチの一貫性を確保するため、規則、好取組および監督上のツールにかかる理解の共有を促進し、また、証券化取引（プライベート／パブリック別、STS（簡素で、透明で、標準化された証券化）／非STS別）の取引量をモニタリングする。
<p>デジタル・オペレーショナル・レジリエンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）対応 <ul style="list-style-type: none"> - DORAにかかる技術的基準やレベル3ガイドラインを最終化する。また、「汎欧州システミック・サイバー・インシデント協力枠組み（pan-European systemic cyber incident coordination framework：EU-SCICF）」にかかる準備を進める。 - 重要なサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）の監督プロセスの設計や主要な監督手法の枠組みの定義など、EUにおけるCTPPsの監督枠組みの構築に向けた作業を行う。

インプリケーション：同作業プログラムでは、消費者保護、サステナビリティ、オペレーショナル・レジリエンスの3つが欧州の金融監督当局にとっての優先分野として位置付けられている印象を受ける。日本の金融セクターにおいても、それら3分野は監督上の優先課題であることから、欧州における取組みは日本の金融機関にとっても有意な情報を提供するものになると思料される。また、「監督目的での行動ファイナンスの利用」に言及がある点は非常に興味深い。行動ファイナンスに加え、行動経済学がガバナンスやコンプライアンスの文脈で議論されることも期待される。

（参考）EIOPA ‘ESAs publish Joint Committee Work Programme for 2024’

C: EIOPA、インフレが保険会社の財務に与える影響にかかるレポートを公表（10月5日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「インフレが保険セクターに与える影響」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下の通り。

<p>インフレと保険セクターの関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現下のマクロ経済環境において、保険市場にとっての最大の懸念の一つは、2021年の春から続いているインフレ率の大きな上昇である。理論的には、インフレと金利の変動にかかる保険会社の感応度を決定する主な要因は、金利の変動に感応度の高い資産へのエクスポージャー、負債
-----------------------	---

	<p>のデフレーションおよびインフレに対する保険金と費用の感応度、の3つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近のデータに基づくと、インフレ期待は、継続的に2%を上回っている。長期のインフレ期待は、依然として、ユーロシステムの目標である2%より高い水準にある。欧州中央銀行（ECB）が2023年7月に公表した消費者期待調査によると、消費者は、今後12か月のインフレ率は3.4%、3年先では2.4%になると考えている。高いインフレ率は、金融政策の引締めと金利の急上昇につながっている。
保険セクターの状況	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のバランスシートを見ると、ソルベンシーIIの導入以降、欧州の保険会社の資産ポートフォリオでは債券がその主たる部分を占めており、インフレ率と金利の急上昇により、保険会社の総資産の額（ユニットリンクに対応する資産を除く。）は、2022年の1年間で約16%減少した。他方で、負債の額は、同期間に23%減少している。 損害保険会社については、インフレにより将来の支払い保険金の額が増加し、一方で、より高い割引率が適用されることとなり、保険負債の額は同期間で2%減少した。保険会社は、将来の支払い保険金について前提条件を置く必要があることから、インフレという環境下では、責任準備金の積立て不足が生じるリスクがあり、その結果、資本不足となる可能性がある。 保険会社の資本ポジションに関するフォワードルッキングなシナリオは、金利の期間構造の変化と高いインフレ圧力が保険セクターにとって大きなリスクの源泉であることを示している。例えば、責任準備金の額に対する資本の額の比率は、損害保険会社では12～20ポイント低下する。生命保険会社の場合、あるシナリオでは3ポイント下落するものの、別のシナリオでは、3ポイント上昇する。 保険引受の収益について見ると、損害保険会社では、2022年に保険料が6.4%増加したものの、費用は4.3%、保険金は11.3%増加したことから、前年比で収益は悪化した。今後、中長期的には、損害保険会社の収益がインフレからどの程度影響を受けるかは、保険料をどの程度まで引き上げられるかに依拠する。他方で、生命保険会社については、再投資からより高いリターンを得ることが期待される。 インフレと金利のボラティリティは、保険会社の流動性リスクを高め得る。金利の上昇は、流動資産の価値を引き下げ、また、インフレは、その影響がプライシングに正しく反映されない場合、支払い保険金の増加によりキャッシュ・ポジションが悪化する。実際、2022年には、保険会社の流動性ポジションは悪化した。
プロテクション・ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> 高いインフレは、消費者の貯蓄額に影響し、プロテクション・ギャップを拡大し、また、消費者の金融商品の購入に影響する。

インプリケーション：欧州の保険監督者のインフレに対する懸念が表明されたレポートであると評価できる。保険会社の財務の健全性のみならず、インフレがプロテクション・ギャップに与え得る影響にも言及している点は注目に値する。

（参考）EIOPA ‘EIOPA takes stock of inflation’s impact on insurers and assesses potential future risks’

D: EIOPA、キャプティブ保険会社の監督にかかる規制案を公表（10月6日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年1月5日をコメント期限として、キャプティブ（再）保険会社の監督にかかる意見（案）を市中協議に付した。同意見（案）の主な内容は以下のとおり。

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> • キャプティブ（再）保険会社は、その所有者である事業会社グループに、コスト効率的なリスク・ファイナンスのプログラムを提供する。キャプティブ（再）保険会社には、その特殊なビジネス・モデルから、一般の保険会社とは異なる規制が適用される。このことは、レベル・プレイング・フィールドにかかる懸念を生じさせ得る。 • 本意見書は、キャプティブ（再）保険会社について、リスクベースで、プロポーショナルな監督を行い、また、レベル・プレイング・フィールドを生じさせるという観点から、EU域内における監督上の期待の調和を促進することを目的とするものである。 • 本意見書は、また、グループ内取引（特に、キャッシュ・プーリング）について、プルデント・パーソン原則の一貫した適用と、主要な機能と外部委託にかかるガバナンス関連の観点に関する規制上の枠組みの実施をサポートすることを目的としている。
<p>意見①： キャッシュ・プーリングの取決めとプルデント・パーソン原則の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • （物理的な、もしくは、概念的な）キャッシュ・プーリングは、ベネフィットだけでなく、アームズ・レンギス規則違反、集中リスク、デフォルト・リスク、流動性リスク等のリスクをもたらす。監督当局は、キャプティブ（再）保険会社に対して、以下の事項等を確保するよう求めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - ソルベンシーIIバランスシートにおいて、キャッシュ・プーリングの取決めに基づいて、資産と負債を正しく認識・分類するとともに、SCRを適切に計算すること。 - キャッシュ・プーリングの取決めを現金として分類している場合、その流動性の高さを示すことができること。また、また、キャプティブ（再）保険会社のカウンターパーティの財政状態の悪化を考慮に入れていること。 - SCRの計算に際し、キャッシュ・プーリングの取決めにおけるカウンターパーティの信用格付を反映すること。親会社の信用格付は、親会社の信用状や保証がある場合にのみ利用可能である。 - グループ内取引によって生じ得るすべてのリスクとベネフィット（流動性リスクや集中リスクを含む。）を評価すること。キャプティブによるグループ内取引に大きく依存している場合、その評価をORSAに反映すること。 - プルデント・パーソン原則を遵守すること。 - 監督当局に対して、キャッシュ・プーリングの取決めの詳細を提出することができること。
<p>意見②：ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、キャプティブ（再）保険会社のガバナンスについて、以下の事項等を求めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 管理、経営、監督機関（Administrative, Management, Supervisory Board：AMSB）は、必要な経験年数、資格、能力、スキルおよび専門的な経験を有していること。 - 外部委託した主要な機能について、それらの機能について十分な見識を有する責任者を社内で指名すること。 - 同一のサービス・プロバイダによって複数のサービスが提供される場合、それぞれについて文書化された契約が存在すること。 - 外部委託先について、継続的にデュー・デシリジェンスを行うこと。

インプリケーション：キャプティブ（再）保険会社に対する適切な規制・監督を論点として取り上げたことは、非常に興味深い。本規制が、キャプティブが多く設立されている米国等にどのような影響をもたらすこととなるか、注目に値する。

（参考）EIOPA ‘EIOPA consults on the supervision of captive (re)insurers with a focus on intra-group transactions, the prudent person principle and governance’

E: EIOPA、2024年の優先課題を公表（10月6日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年の戦略上の優先課題を公表した。その概要は以下のとおり。

分野	主な施策
サステナブル・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ・リスクの管理 <ul style="list-style-type: none"> - 環境および社会目的に大きく関連する、もしくは、それらの目的を大きく害する資産や活動のソルベンシーIIにおける健全性監督上の取扱いに関する評価の最終化【時期未定】 - 生物多様性に関するレポートの公表および気候変動ストレス・テストに関するガイドラインの作成【時期未定】 - 気候変動リスクを評価するためのクロスセクターでのシナリオ分析の実施【2024年中】 • サステナビリティ報告の促進とグリーンウォッシングへの対応 <ul style="list-style-type: none"> - グリーンウォッシングの監督に関する監督当局向けのガイダンスの作成【第4四半期】 - ORSAにおける気候変動のシナリオ分析の実施状況のモニタリング【第4四半期】 • プロテクション・ギャップへの対応
デジタル・トランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> • 健全な欧州データ・エコシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> - 財務データへのアクセスのための枠組み（FIDA）に関する規制（案）にかかるディスカッションのサポート【2024年】 • 人工知能（AI）の拡散への対応 <ul style="list-style-type: none"> - AI法（および作成予定のEIOPAガイドライン）の実施状況のモニタリング【第4四半期】 • オペレーショナル・レジリエンスの確保 <ul style="list-style-type: none"> - デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）にかかる技術的な基準の最終化【第4四半期】 - 汎欧州のシステム的なサイバー・インシデントの協力枠組みに関する欧州システムック・リスク審議会（ESRB）の提言2の実施【2023～2025年】
監督	<ul style="list-style-type: none"> • 高品質で実効的な監督を促進する共通の監督カルチャーの醸成 <ul style="list-style-type: none"> - 監督上のレビュー・プロセスに関するEIOPAガイドラインの見直し【第4四半期】 - グループ監督に関するEIOPAの監督ハンドブック（特に、自己資本の取扱いに関する箇所）の見直し【第2四半期】

政策	<ul style="list-style-type: none"> • ソルベンシーII指令の一貫した適用 <ul style="list-style-type: none"> - ソルベンシーIIのレビューに対応するガイドライン等の作成【時期未定】 - 健全な決定論的評価において利用されるシナリオの生成のためのメソッドロジーの作成【第2四半期】 • 国際的な規制のコンバージェンスへの貢献 <ul style="list-style-type: none"> - ICS 2.0の最終化への貢献【第4四半期】
金融安定	<ul style="list-style-type: none"> • 金融安定の分析とリスクの評価 <ul style="list-style-type: none"> - 2024年EU保険ストレス・テストの実施【2024年】

インプリケーション：サステナビリティの文脈で生物多様性に言及していること、AIにかかる保険セクター向けのガイドラインの作成を検討していること、ICS 2.0の最終化に言及していること、の3点は特に注目に値する。AIについて、欧州の保険監督当局がどのような規制・監督のアプローチを提示するのか、今後の動向を注視していくことは有意であると考えられる。

(参考) EIOPA ‘EIOPA sets out its strategic priorities for 2024’

F: FSB、銀行の破綻処理の枠組みの改善の余地を示唆（10月10日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「2023年の銀行破綻：破綻処理にかかる予備的な教訓」と題するレポートを公表し、その中で、さらなる検討を要する7つの論点をあげた。それらの概要は以下のとおり。

公的セクターによる資金供給	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の公的セクターのバックストップの銀行破綻に対する適切性に関し、破綻処理の障害となる設計上の特性（規模、担保要件、通貨等）の有無や、公的な流動性バックストップ・メカニズムが存在しないことが破綻処理の信頼性に与える影響などについて分析する。
破綻処理戦略とツール	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻処理戦略の選択と実行可能性について調査を進め、また、様々な破綻シナリオ（流動性ドリブンの破綻を含む。）におけるバイルイン・ツールの利用について議論する。その一環として、事業の売却等の他の戦略や複数の戦略の組合せの利用可能性、また、流動性ドリブンの破綻におけるバイルインの有効性についても検討する。
コミュニケーションと当局間の連携	<ul style="list-style-type: none"> • 市場や預金者の信頼を回復する、また、市場の不確実性や訴訟リスクを低減するという観点から、当局間および金融機関とのコミュニケーションのあり方について検討する。 • 危機管理グループ（CMG）メンバーではない監督当局との連携のあり方について議論する。 • 破綻処理に対する理解を醸成するために有効な平時の情報提供のあり方を模索する。 • デジタル時代における銀行の取付け騒ぎのスピードを踏まえた監督当局としての準備や対応のあり方について議論する。
バイルインの運用	<ul style="list-style-type: none"> • バイルインにかかる権限の執行可能性の確保、バイルインに影響し得る証券取引法等の要件の特定、バイルインにかかる法的な制約に対応するための解決策の特定などの事項についてさらなる検討を行う。

安定化後の再編	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理後の銀行に対する市場の信頼を回復しうる再編計画の準備における課題や実務について検討する予定がある。
システム上の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の破綻において何がシステミックであると考えられるかを、どのように、また、どの時点で評価するかについて議論する。 システム上重要な金融機関についてどの程度の水準の破綻処理計画が必要であるか、また、システム上重要でない金融機関に対して求める損失吸収能力（loss-absorbing capacity）の水準はどの程度であるべきか、等について検討することが重要である。
預金保険	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度のカバレッジの水準の適切性について検討の余地がある。 預金保険とTLAC要件の相互関係についてレビューする必要がある。

インプリケーション：本年初頭の米国およびスイスにおける銀行の破綻・救済において、2008年、2009年の金融危機を受けて金融安定理事会（FSB）（の一部のメンバー国）が強くリードして導入されたバイルイン・ツールが意図した通り機能しないことが明らかになった。今後、より現実的な破綻処理の枠組みの構築やツールの開発に向けた議論が進展することが期待される。

（参考）FSB ‘2023 Bank Failures: Preliminary lessons learnt for resolution’

G: TCFD、2023 年のステータス・レポートを公表（10月12日）

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、気候関連の財務情報の開示にかかる2023年のステータス・レポートを公表した。同レポートにおいて示されている「主な発見事項」および「さらなる対応が必要な分野」の概要は以下のとおり。

主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> TCFDの枠組みと整合した情報を開示している上場企業の数が増えているものの、より一層の進展が必要である。2022年では、11のTCFD提言のうち少なくとも5つを満たした開示を行っている企業は58%で、2020年の18%から上昇しているものの、11すべての提言を満たす開示を行っている企業は4%にすぎない。 ①気候関連のリスクと機会、②取締役会による監督、および、③気候関連の目標に関する開示を行っている企業数は大きく増加している。2020年との対比では、それぞれの分野で開示を行っている企業の割合は20ポイント以上増加している。 財務報告における気候関連の財務情報の開示は限定的である。財務報告における11の提言と統合的な情報の開示は、サステナビリティ・レポートやアニュアル・レポートにおけるそれと比べると、約1/4に留まる。 気候関連の開示の要件を最終化もしくは提案している国の多くにおいて、気候関連の開示は財務報告もしくはアニュアル・レポートにおいて行われるべきであるとされている。 大規模なアセット・マネジャーの80%超、また、大規模なアセット・オーナーの50%は、11の提言のうち少なくとも1つを満たす開示を行っている。トップ50のアセット・マネジャーの70%近く、また、トップ50のアセット・オーナーの36%が、少なくとも5つの提言を満たす開示を行っている。 アセット・マネジャーやアセット・オーナーは、投資先企業からの情報の不足が最大の課題であると指摘している。
--------	--

さらなる対応が必要な分野	<ul style="list-style-type: none"> • 各国間における企業の報告が一貫したものとなることをサポートし、また、企業が各国で異なる開示をする必要性を回避するため、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準と各国の枠組みの相互運用性を確保すること。 • 気候関連の物理的リスクの評価や適応計画、セクターもしくは業界レベルにおける気候関連のシナリオ分析、セクターもしくは業界レベルにおけるスコープ3のGHG排出量の計測等に関する実施ガイダンスを作成すること。 • 複数の気候関連のシナリオ（気候変動に関する最新の国際的な合意と整合したシナリオを含む。）の下での企業の戦略のレジリエンスの開示に引き続き焦点を当てること。 • 生物多様性、水資源、社会関連の事項など、その他のサステナビリティ関連のトピックに関する意思決定に有用な開示に引き続きフォーカスすること。また、気候関連の事項とその他のサステナビリティ関連の事項との関係を勘案すること。 • 国等が利用する一貫した気候関連の財務開示の枠組みを開発すること。
--------------	--

インプリケーション：TCFDが「気候関連の物理的リスクの評価や適応計画、セクターもしくは業界レベルにおける気候関連のシナリオ分析、セクターもしくは業界レベルにおけるスコープ3のGHG排出量の計測等に関する実施ガイダンスを作成する」と宣言している点は注目に値する。TCFDがそれらのガイダンスを作成する機関として適しているのかという点も含め、ガイダンスにかかる議論が行われることが期待される。

（参考）TCFD ‘2023 TCFD Status Report: Task Force on Climate-related Financial Disclosures’

H: 加 OSFI、非財務リスクに関するガイドライン案を公表（10月13日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、非財務リスクに関する以下の2つのガイドライン案を市中協議に付した。
 - 誠実性（Integrity）とセキュリティに関するガイドライン（コメント期限は11月24日）
 - オペレーショナル・レジリエンスとオペレーショナル・リスク管理に関する改正ガイドライン（同2024年2月5日）
- 各ガイドライン案の概要は以下のとおり。

誠実性とセキュリティに関するガイドライン案	
全体像	<ul style="list-style-type: none"> • 倫理基準や法令を遵守できない場合、物理的なセキュリティや電子セキュリティに違反するリスクが高まり得る。逆に、物理的なセキュリティや電子セキュリティを適切に保護できない場合、その根本原因は、誠実性の欠如に求めることができ、また、倫理基準や法令違反にもつながり得る。セキュリティの脅威は、誠実性を損ない得る。 • 誠実性やセキュリティに対する脅威（外国の干渉を含む。）から自身を守るための適切な方針や手順が設けられ、実施され、維持され、また、それらが遵守されなければならない。
誠実性にかかるアウトカムと原則	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：作為、不作為および意思決定が倫理基準や法令の文言や意図と整合している。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則1. 性格：上級経営陣は、優れた人格を持ち、また、その言動や意思決定を通じて誠実性を実践する。 - 原則2. カルチャー：倫理基準と統合的なカルチャーが、意識的に形成され、評価され、維持される。

	<ul style="list-style-type: none"> - 原則3. ガバナンス：ガバナンス構造は、作為、不作為および意思決定を適切な精査に従わせ、倫理的な行動を促進する。 - 原則4. コンプライアンス：法令等の遵守を特定し、検証するための実効的なメカニズムが存在する。
セキュリティにかかるアウトカムと原則	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：オペレーション、物理的な施設、人、技術資産、ならびに、データおよび情報は、脅威に対してレジリエントであり、保護されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則5. 物理的な施設：物理的な施設が安全であり、適切に監視されている。 - 原則6. 人：人は、適切なバックグラウンド・チェックとセキュリティ・スクリーニングを受け、また、リスクを管理するための戦略が設けられる。 - 原則7. 技術資産：技術資産は、特定された脆弱性が対応済みであり、実効的な防御が設けられており、課題が速やかに特定されるという点で安全である。 - 原則8. データおよび情報：データおよび情報は、その機密性、完全性および可用性を確保する、適切な基準と統制に従う。 - 原則9. サードパーティ・リスク：サードパーティは、脅威から保護するための同等でリスクに応じた施策に従う。 - 原則10. 過度な影響、外国の干渉および悪意ある行動：脅威は速やかに検知され、報告される。
オペレーショナル・レジリエンスとオペレーショナル・リスク管理に関する改正ガイドライン案	
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 原則1：オペレーショナル・レジリエンスのアプローチとオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、適切な構造、戦略および枠組みを通じて実践され、統制され、また、報告されている。
オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：金融機関は、中断時においても重要なオペレーションを提供できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則2：金融機関は、重要なオペレーションを特定し、内外の依存関係をマッピングすべきである。 - 原則3：金融機関は、重要なオペレーションの中断に対する許容度を設けるべきである。 - 原則4：金融機関は、厳格かつ生じ得る、広範なオペレーショナル・リスクのイベントを受けた中断において、構築された許容度の中で業務を行うことができる能力を評価するため、重要なオペレーションにかかるシナリオ・テストを開発し、定期的実施すべきである。
オペレーショナル・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：オペレーショナル・リスク管理は、金融機関のERMプログラムに統合されており、また、オペレーショナル・レジリエンスをサポートしている。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則5：金融機関は、ERMの枠組みを構築すべきである。 - 原則6：金融機関は、オペレーショナル・リスクに対するリスク・アパタイトを設定すべきである。 • アウトカム：オペレーショナル・リスクは金融機関のリスク・アパタイト内で管理されている。

	<ul style="list-style-type: none"> - 原則7：金融機関は、適切なオペレーショナル・リスク管理の実務を通じて、オペレーショナル・リスクの包括的な特定と評価が行われていることを確保すべきである。 - 原則8：金融機関は、統制の脆弱性や閾値の潜在的な超過を特定し、タイムリーに報告し、重要な事項を経営に上げるため、オペレーショナル・リスクの継続的なモニタリングを実施すべきである。
オペレーショナル・リスク管理の主題領域	<ul style="list-style-type: none"> • アウトカム：オペレーショナル・レジリエンスは、事業継続管理、災害復旧、危機管理、変更管理、技術およびサイバー・リスク管理、サードパーティ・リスク管理、ならびに、データ・リスク管理を含む、オペレーショナル・リスク管理の主題領域によって支えられている。

インプリケーション：一つには、金融機関により一層の「誠実性」を求めているという点は注目に値する。法令違反や顧客本位でない業務運営の根本原因は、金融機関のカルチャーのみならず、取締役会や経営陣、役職員の誠実性にも求められることとなる。オペレーショナル・レジリエンスに関しては、主要国で規制・監督上の枠組みが整備されつつあり、カナダの動きもそれと一貫したものであると考えられる。日本の金融機関には、こうしたグローバルな動向をとらえ、オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた取組みを進めることが期待される。

(参考) OSFI 'OSFI addresses non-financial risks for financial system resiliency'

I: 加 OSFI、気候シナリオ分析のメソッドロジ案を公表（10月16日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、12月22日をコメント期限として、「標準的な気候シナリオ分析のためのメソッドロジ（Standardized Climate Scenario Exercise (SCSE) methodology）」（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の概要は以下のとおり。

SCSEの目的	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動に対する潜在的なエクスポージャーをより良く理解するため、金融機関の認識を高め、また、戦略的な方向付けを慫慂すること。 • 気候関連の大規模な災害や政策の影響を評価し、また、気候シナリオ分析を行うための金融機関の能力を強化することを慫慂すること。 • 気候関連のリスク（移行リスクおよび物理的リスク）の標準化された定量的な評価を確立すること。 • なお、SCSEは、気候リスクを総合的に定量化することを目的とするものではない。 												
アプローチとスコープ	<ul style="list-style-type: none"> • アプローチ：OSFIが、SCSEメソッドロジ、シナリオ、リスク・パラメータ、計算方法等を設計する。金融機関は、OSFIが定めたメソッドロジ等を用い、気候変動が自身のエクスポージャーに与える影響を評価する。 • スコープ：以下の4つのモジュールごとに影響を評価する。 <table border="1" data-bbox="459 1753 1458 2029"> <thead> <tr> <th>スコープ</th> <th>気候リスク</th> <th>エクスポージャー</th> <th>財務リスク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コマーシャル・エクスポージャーの市場リスク</td> <td>移行リスク</td> <td>コマーシャル（グローバル）</td> <td>市場リスク</td> </tr> <tr> <td>コマーシャル・エクスポージャーの信用リスク</td> <td>移行リスク</td> <td>コマーシャル（グローバル）</td> <td>信用リスク</td> </tr> </tbody> </table>	スコープ	気候リスク	エクスポージャー	財務リスク	コマーシャル・エクスポージャーの市場リスク	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	市場リスク	コマーシャル・エクスポージャーの信用リスク	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	信用リスク
スコープ	気候リスク	エクスポージャー	財務リスク										
コマーシャル・エクスポージャーの市場リスク	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	市場リスク										
コマーシャル・エクスポージャーの信用リスク	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	信用リスク										

	不動産エクスポージャー	移行リスク	不動産（カナダ）	エクスポージャーの評価
	不動産エクスポージャー	物理的リスク	不動産（カナダ）	エクスポージャーの評価
コマーシャル・エクスポージャーの移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ： <ul style="list-style-type: none"> 現行の政策 2°C以下Immediate：2100年までに平均気温の上昇を2°C以下に抑えるために直ちに政策措置を講じる 2°C以下Delayed：2100年までに平均気温の上昇を2°C以下に抑えるための政策措置の実施が遅延する ネットゼロ2050（1.5°C）：2100年までに平均気温の上昇を1.5°C以下に抑えるために直ちに政策措置を講じる 産業セクターの分類：①発電・電力、②エネルギー集約型産業、③エネルギー（化石燃料）、④輸送、⑤農業および林業、⑥その他のセクターの6つ。 エクスポージャーのスコープ <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク：社債、その他の債券、SME向け商業用不動産貸付、SME向けのその他の貸付、企業向け商業用不動産貸付、企業向けのその他の貸付、銀行向け貸付 市場リスク：社債、株式 			
不動産の移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ：炭素集約型の経済からの脱却を前提とするものの、移行のタイミングは特定しない。 エクスポージャーのスコープ：個人向け住宅ローン、ホーム・エクイティ信用限度（HELOC）、商業用不動産（SMEおよび企業） 			
不動産の物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ：①代表濃度経路（RCP）2.6（2100年までの平均気温の上昇が0.9°Cから2.3°C）、②RCP8.5（同3.2°Cから5.4°C）。 ハザード：高温、大規模な洪水および山火事 エクスポージャーのスコープ：個人向け住宅ローン、HELOC、商業用不動産（SMEおよび企業） 			

インプリケーション：気候変動の機会とリスクに対する金融機関の認識やケイパビリティを高めていくという観点から、監督当局が気候シナリオ分析のためのメソドロジーを作成することは有意義であると考えられる。こうした各国の取組みは、日本の金融機関が気候変動にかかる対応を進めて行く上で、有用な指標となるものと考えられる。

（参考）OSFI 'OSFI seeks feedback on its draft standardized climate scenario exercise'

J: 星 MAS、保険会社向けの移行計画に関する規制案を公表（10月18日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、12月18日をコメント期限として、「保険会社向けの移行計画に関するガイドライン」案を市中協議に付した。同ガイドライン案の主な内容は以下のとおり。

考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、移行計画を策定するに際して、以下の事項を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、自身のビジネス・モデルの持続可能性について、中長期的な視野を持つべきである。 - 保険会社は、ネットゼロ経済への移行や物理的リスクへの対応に際し、低減や適応戦略の採択の必要性について、顧客、アセット・マネジャーおよび投資先と対話すべきである。 - 保険会社は、移行計画を実践するため、明確で、実行可能で、意思決定に有用なリスク・アパタイト・ステートメントを有すべきである。 - 保険会社は、気候関連のリスクにとどまらず、広く環境リスクに対応するための努力を継続すべきである。 - 保険会社は、自身の移行計画のプロセスについて、ステークホルダーと積極的にコミュニケーションすべきである。
ガバナンスと戦略	<ul style="list-style-type: none"> • 事業戦略やリスク・アパタイトにかかる保険会社の取締役会および経営陣の意思決定は、現在および将来の事業環境の変化が保険会社のリスク・プロファイルにどのような影響を与えるかを勘案すべきである。 • 保険会社の経営陣は、気候関連の事業戦略やリスク・アパタイトが、自身のオペレーションに実効的に反映されていることを積極的に確保すべきである。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、移行計画の策定において、シナリオ分析やストレス・テスト等のフォワードルッキングなツールを用いるべきである。 • 保険会社は、戦略的なゴールの達成度合いを評価する指標や目標を設定すべきである。 • 保険会社は、公的もしくは社内の脱炭素の目標が保険会社の事業戦略やリスク・プロファイルに与える影響を十分に理解すべきである。 • 保険会社は、実効的な意思決定をサポートするため、関係する環境関連のデータの構築、維持および実効的な利用のデータ戦略を設けるべきである。
保険引受	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、気候関連のリスクについて、顧客と積極的に対話することによって、顧客の移行を促すための計画的なプロセスを有すべきである。 • 顧客エンゲージメントのプロセスでは、気候変動が顧客のビジネスおよびリスク・プロファイルに与える影響をより良く理解できるよう、気候関連のリスク・データを顧客から受領すべきである。 • 保険会社は、気候関連のリスクにさらされており、しかしながら、適切なリスク低減や適応戦略を実施していない顧客について、そのモニタリングを強化し、より積極的なエンゲージメントを行うべきである。
リスク選択	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、移行計画の策定において、より高い気候関連のリスクをもたらしているセクターについて、その特性を踏まえたアプローチを用いるべきである。 • 保険会社は、顧客エンゲージメントがより実効的なものとなるよう、顧客がさらされている気候関連のリスクの水準等に応じた戦略を用いるべきである。

投資	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、投資ポートフォリオにおける気候関連のリスクに対するエクスポージャーを管理するため、計画されたプロセスを有するべきである。それには、投資先とのエンゲージメントを含み得る。 • 保険会社は、自身の投資ポートフォリオの気候関連のリスクを積極的に管理するため、内外のアセット・マネジャーと継続的に対話を行うべきである。
開示	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、ステークホルダーが保険会社の気候関連のリスクに対する短期、中期、長期的な取組みやガバナンスを理解できるよう、有意な情報を開示すべきである。 • 保険会社は、保険引受や投資から生じる潜在的な風評リスクやグリーンウォッシング・リスクに対応するため、リスク管理の戦略等について明確に情報を開示すべきである。

インプリケーション：同ガイドラインは、リスク管理や開示のみならず、顧客や投融資先等とのエンゲージメントを積極的に行うことも求めている。シンガポールに拠点を有している日本の保険会社には、現地の拠点が当該ガイドラインを遵守できる態勢を確保していくことが求められよう。

(参考) MAS ‘Consultation Paper on Guidelines on Transition Planning for Insurers’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301